

教育委員会会議録

平成25年2月8日(金) 午前 9時30分 開会
午前10時22分 閉会

1 議事日程

別紙のとおり

2 出席した委員

平石賢二委員長、豊島半七委員、笠松和永委員、岩月慎自委員、佐藤元英委員
野村道朗教育長

3 説明のため出席した職員

長崎栄一教育次長、岡田信管理部長、岩間博学習教育部長、加古三津代生涯学習監
杉浦慶一郎総合教育センター所長、杉浦章司総務課長、後藤由紀夫財務施設課長
溝口正己教職員課長、伊藤良一福利課長、森繁雄生涯学習課長
笹尾幸夫高等学校教育課長、稲垣寿義務教育課長、上田裕特別支援教育課長
長谷川勢子健康学習課長、大野芳樹体育スポーツ課長
安藤綾子教育企画室長、八木亨文化財保護室長
山本雅夫総務課主幹、鹿取健司財務施設課主幹、横井英行教職員課主幹
伊藤泰臣教職員課主幹、山中仁教職員課主幹、山崎穂高体育スポーツ課主幹
稲葉均総務課課長補佐、稲垣直樹総務課課長補佐

4 委員長報告

なし

5 教育長報告

平石委員長が各委員に諮り、報告事項1 公立学校教職員の懲戒処分について及び
報告事項2 公立学校長人事の代決については人事案件であるため、非公開にて報告
を受けることとした。

(1) 公立学校教職員の懲戒処分について

非公開において報告されたため、愛知県教育委員会会議規則第16条第3項
の規定により、会議録は別途作成。

(2) 公立学校長人事の代決について

非公開において報告されたため、愛知県教育委員会会議規則第16条第3項
の規定により、会議録は別途作成。

(3) 第94回愛知県産業教育審議会答申について

笹尾高等学校教育課長が、平成25年1月30日に開催した第94回愛知県
産業教育審議会における答申について報告。

岩月委員が、産業教育という観点から見たときに、普通科では職業に関する
各教科・科目というのは取り扱っていないのか質問。

笹尾高等学校教育課長が、本県の専門学科には、大学科として農業、工業、商業、水産、家庭、看護、福祉があり、普通科の学校ではその科目を取り入れることはできるが、基本的には専門学科とは別になっている旨答弁。

岩月委員が、普通科の高等学校を卒業して社会に出る子どもがたくさんいる、総合学科で極めて職業に近い学びをする子どもたちもいるということから、キャリア教育をもう少し体系的に考えたときには、高等学校全体で産業教育も考えるべきだと思う。スペシャリスト養成ということから専門高校を高めるということも当然あるが、キャリア教育という観点から、もう少し子どもたちに勤労観を考えさせるという意味では、もっと幅広く教育という体系の中で、高等学校はこの部分を担う、さらに専門学科ではここまで高める、そういう全体像が見えるとよい。今後のキャリア教育の充実という意味で、引き続き検討していただきたい旨要望。

佐藤委員が、中学2年生で職業体験をするということは全県的に広まってきて、それがかなり体系立てて行われている地域が増えているが、高等学校において、1年生くらいの段階で自分の将来の職業について、どういう方面に進もうかということの思い描けるようなキャリア教育を行うと、愛知全体の教育レベルが上がると思う旨意見。

豊島委員が、愛知県の場合、既存の産業でこれからの就業人口が増えることは考えにくいので、新産業で新しい雇用を作っていないと裾野は広がっていかないということで、経済界も大学にも経済団体に入ってもらい、どうしていいかということをやっている。そういうことも注意しながら、経済の流れ、世の中の流れに敏感にアンテナを立てて、総合高校の学科の中身から専門学科の在り方について、組み立てしていただきたい旨要望。

平石委員長が、専門高校の生徒は高卒を前提としているのか、上級学校への進学も保障していくようなところで位置づけるのか質問。

笹尾高等学校教育課長が、以前は専門学科で技術・技能を身につけて、それを生かした職業へ就職をするという時代もあったが、現在の専門学科の進路先を見ると、上級学校へ進学している生徒も学校によっては半分以上いる、特に商業はかなりたくさんいるという状況であり、生徒の希望に合わせた進路指導をしている旨答弁。

平石委員長が、中学校でキャリア教育が重視されるが、進路指導、受験指導の段階での、専門高校に対する説明不足、理解不足といった問題があると思うが、どのように考えているのか質問。

稲垣義務教育課長が、中学校3年生時における進路指導とそれまでやってきたキャリア教育、とりわけ中学校2年生で行う職場体験学習をどのようにつなげていくかということについては、今後の大きな検討課題になっており、小中高合わせたキャリア教育会議で今後検討していきたいと考えている旨答弁。

平石委員長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

- (4) 第68回国民体育大会冬季大会スキー競技会への愛知県選手団の派遣について

大野体育スポーツ課長が、秋田県鹿角市で開催される第68回国民体育大会

冬季大会スキー競技会への愛知県選手団の派遣について報告。

平石委員長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

6 議題及び議事の概要

平石委員長が、各委員に諮り、協議題1 平成24年度教育委員会所管2月補正予算(案)について、協議題2 平成25年度教育委員会所管当初予算(案)について、協議題3 愛知県職員定数条例の一部改正について、協議題4 愛知県立学校条例の一部改正について、協議題5 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づく事前協議であるため、協議題6 平成25年秋の叙勲候補者選考については、人事案件であるため、非公開において協議することとした。

協議題1 平成24年度教育委員会所管2月補正予算(案)について

非公開において協議されたため、愛知県教育委員会会議規則第16条第3項の規定により、会議録は別途作成。

協議題2 平成25年度教育委員会所管当初予算(案)について

非公開において協議されたため、愛知県教育委員会会議規則第16条第3項の規定により、会議録は別途作成。

協議題3 愛知県職員定数条例の一部改正について

非公開において協議されたため、愛知県教育委員会会議規則第16条第3項の規定により、会議録は別途作成。

協議題4 愛知県立学校条例の一部改正について

非公開において協議されたため、愛知県教育委員会会議規則第16条第3項の規定により、会議録は別途作成。

協議題5 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

非公開において協議されたため、愛知県教育委員会会議規則第16条第3項の規定により、会議録は別途作成。

協議題6 平成25年秋の叙勲候補者選考について

非公開において協議されたため、愛知県教育委員会会議規則第16条第3項の規定により、会議録は別途作成。

7 通信及び請願

請願第1号 春日井市立小中学校校長の処分等を求める請願

笠松委員が、「法制委員会」という、請願にあるような「学校運営に係る法制面に係る会議」は、他の市町村の校長会にも設置され、月1回程度開催されているということか質問。

溝口教職員課長が、市または地域ごとにある校長会には、教育条件委員会、学校経営委員会、進路委員会等があり、法制委員会はその一つの委員会である。法制委員会では、法制面に関する学校運営上の諸課題等について検討し、その結果を校長会で報告・伝達したり、各種情報の共有を図るため、必要に応じて適宜開催されていると理解している旨答弁。

岩月委員が、「春日井市の校長会の委員会を名古屋市内で開催することで、本

来使う必要のない県費旅費を使っている」という指摘がされているが、愛日管内の校長会議の開催にあわせて開催をしたということではないのか質問。

溝口教職員課長が、名古屋市内で開催された3回の委員会はすべて愛日管内校長会議の終了後に開催されたものであり、主催者である春日井市小中学校長会は、2つの会議を、同一日に同一市内で開催すれば、日程調整がしやすいこと、また、開催した「ルブラ王山」は会議室の確保が容易であること、時間的に無駄がなくなることなどを考慮して開催したということであり、会議開催方法として不合理とはいえ、県費旅費の不適正な執行とは考えていない旨答弁。

豊島委員が、春日井市内で開催された市教委主催の校長会議終了後開催された法制委員会に出席したということを旅行命令書に記載していないという指摘があるが、条例違反にあたるのか質問。

溝口教職員課長が、旅行命令書の記載について、県教育委員会からは「用務欄には、用務内容が明らかになるようグループ名に相当する程度の内容を記載する。会議・研修については、その名称を記載する。」旨を通知している。今回、校長会議に引き続き校長会法制委員会に出席するという旅行について、開催場所が同一であり、旅費の額に影響もないため、旅行命令書には主要な用務のみを記載したと考えられ、開催の事実を隠蔽しようとしたとまでは言えないが、本来勤務公署を離れる場合には、用務先、用務等を明らかにしておく必要があり、今後より適切な事務処理を行うよう春日井市に対し指導していきたいと考えている旨答弁。

佐藤委員が、関係校長等に対する処分・指導、春日井市教育委員会に対する強い指導を県教育委員会に求めているが、どのように対応するつもりなのか質問。

溝口教職員課長が、今回の請願内容は、本来、服務監督権者である市町村教育委員会が判断するものであると考えている。あえて県教育委員会として申し上げるなら、旅行命令書の記載方法など、一部対応が十分でない部分もあるので、今後適切な事務処理が行われるよう指導していきたいと考えているが、校長等を処分するまでのものではないと考えている旨答弁。

平石委員長が各委員に諮り、「賛成者なし」により本請願は不採択とされた。

8 自由討議

平石委員長が、体罰の問題について、各委員の意見を求めた。

豊島委員が、1つ目は、体罰は手を上げるだけではなく、言葉によるもの、態度によるものもある。民間企業においては、すでにパワハラというものに対する教育を徹底してやっており、世の中の流れがそうになっている。学校は別ということではなく、体罰というのは手を上げることだけじゃなく、言葉によるもの、態度によるものもあるということを広く現場の先生にも徹底していただきたい。2つ目は、同一校に長く勤務して運動部や文化部の特定の分野で素晴らしい実績を上げている先生は多いと思う。そうすると、管理職も他の一般教員もその教員に物が言えない状況が生まれてくるのではないかと推測せざるを得ない。また、顧問の先生に対して、部員たちも物が言えなくて追いつめられる状況といったことも考えられると思う。私たちが担当しているのは、私学ではなく公立の学校なので、こういう状況に対して、もう一度真剣に

考えていただきたい。3つ目は、校長が学校管理、教育指導の責任者として、学校内でどのような指導が行われているか、生徒がどのような悩みや不安を抱えて登校しているか、どういう心境で毎日いるのかということ、何らかの方法で把握していかないと、体罰や暴力といったものは完全にはなくなっていく。難しいとは思いますが、常に研究、前進をしていっていただきたい。4つ目は、速やかに全校に調査をし、発表をしたことで反響は大きかったが、文部科学省へ報告する時点でも公にして、開かれた愛知県ということをアピールすることも大事だと思う旨意見。

笠松委員が、社会体育で2歳から高校までの子どもたちを指導しているが、上手にしてあげたいという愛情を持って教えていても、教えられる子どもがその愛情を感じなければ自分だけの独り相撲で終わるということを感じている。ただ、勝負の世界では、勝つために厳しいトレーニングや苦しい練習が必要なので、そこで指導者が無理やりやらせるのではなく、選手自身に厳しいトレーニングが必要だということを感じさせるように指導するよう心掛けている。そこに行くまでに指導者の焦りとか欲が出てきて、それが表に出てしまい手を出すという可能性もあると思うが、指導者は我慢して見守っていくという気持ちになって、決して体罰をしてはいけないと常々思っている旨意見。

岩月委員が、基本的に体罰はいけないものだと思うが、今、マスコミや社会的に問題となっている体罰と大きく分けて2種類ある気がする。大阪の学校の事例や本県の学校の部活動での事例は、できないことをやらせるため、あるいは失敗したときに使っている。それは問題外と考えたいが、混同して取り上げられている。一方で、子どもたちをよりよくするためにはどうしても厳しい指導も必要ではないかとか、指導の中でどうしても見過ごすことができないような事案がないわけではない。指導の中で極めて生徒指導が困難な状況の子どもがいたとき、これだけは絶対見逃せない、このまま放置しておいたら他の子どもや教員に危害が及ぶということがあったときには、今分からせないとならない、止めなければならないということがないわけではない。現実にはそういう極めて厳しい判断をしなければならぬ状況というのは現場では多々ある。そういう苦しい状況の中で教員の方々が多く苦しんでいるということも理解をしていただきたいと思うが、最初に言ったとおり基本的にそこで手を出すことは決してやってはならないと考えている。ただ、それを防がなくてはならないので、その方策も私たちで考えていかなければいけないと思う。1つには、手を出さなくても子どもたちがそういうことを理解し、自分で制御できるように育てていくために、子どもを受容するとか、児童生徒がどういうことを考えているのか、そうした行動はどこから出てきているのかということ、深く追求していく教員を育てる研修や事例研究も必要であると思う。もう1つには、そういう事案に対して、一人で対応するのではなく、数人の教員で互いにフォローしあいながら対応するということができれば体罰は減るのではないかと考えたとき、日頃から教員間で生徒理解や指導についての意思疎通を図るため、授業や部活の指導を見合ったり、話し合ったりするなど様々な機会を設けて、そういう指導をしなければならぬ状況を未然に防ぐという体制づくりも必要であると思う旨意見。

佐藤委員が、今回全国に先がけて速やかに調査を行い、発表したことは大変良かったし、ある意味歯止めがかかったという抑止力になったと思う。県教委としては、

ぶれずに方針を決めたところで、徹底をするということが続けていただきたいし、この機会を利用して、愛知の教育のレベルが上がるように、是非それぞれの教員の指導が上手くいくような取組に変えていただきたい。教育現場は子どもと先生と1対1の場面が多く、入ったばかりの教員もこの道40年の教員も同じ現場に立って同じことをするので、当然経験もスキルも違ってきて、そういうことを先輩が上手く伝える、そういう学校としての現場力を上げていくために、組織として研修の場やそれぞれの先生に対して周りの先生方がこういうのがよかったのではないかという場が頻繁に持てるような学校運営をして欲しい。また、子どもを教えるにあたっては、なかなかしゃべれないような内容のこともあると思うが、そういうことが相談できるような体制をつくって欲しい。もう1つは、体罰というみんな一緒くたになって、体罰という言葉自体が、自分が育ってきた環境や今置かれている環境、自分が知っていることで取り方がいろいろである。実際しつけの延長線上での体罰と今回のガイドラインでいくと体罰になってしまう部分と違うと思う。ましてや今回の行き過ぎたというより、もう暴力になってしまっている部分と明らかに変えて対応していただきたい。起こったことに対しては反省して謝れという教育はあるはずなので、やはり教える側がやってしまったことに対して、そういうことがとれないようでは、親に対しても、子どもに対しても物を言えないので、事実をしっかり認めて、しっかり調査をしていただきたい旨意見。

野村教育長が、体罰はいけないという前提の中で、体罰をなくすという話だけでなく、体罰がなくても効果的な指導方法をしっかり考えていかななくてはならないという話だと承った。両面からしっかり受け止めて、教育長として対応していかなければならないと思っている。もう1つ、今回大阪市の案件を受けて、県立学校については、文部科学省の通知以前に先行的に全校調査をし、中には今まで学校側から報告を受けていた案件もあったが、大半が承知していなかったという案件で、ある意味ショッキングであった。これははじめのときもそうだったが、やはりそういうことがあるということをしっかり把握しなければ、しっかり工夫するということがなかなかできない。また、何らかの課題があつて体罰という形で出て来ていると思う。そういう課題をどうやってクリアしていくのかということや学校側、教育委員会もサポートしながらしっかりと考えていく、対応をとっていくという上からも、体罰があつたということに関してしっかりと把握をして、当然体罰をなくすということは必要であるが、体罰をなくすだけではなく、その課題への対応策を考えていくことが必要であり、そういうことも念頭に置いた対応をしていきたい旨意見。

平石委員長が、最後に委員長としてまとめると、まず、教育の基本というのは、人と人との信頼関係にあり、子どもたちと教職員の信頼関係があつてはじめて授業というのは成立するので、信頼関係がないところで体罰というような指導がなされるということは、子どもたちの心を傷つけ、教職員への憎しみとか不信感、恐れといったネガティブな感情だけを植え付けるような行為だと考えられる。こういったことは体罰に限らず、言葉による指導というのも同じで、子どもたちに憎しみを感じさせたり、心に傷を負わせるような暴言は、教育的効果はなく、体罰と同じで言葉による暴力であつて適切な指導ではなく、直接手を出すというような体罰に限らず、言葉による指導も含めて適切な指導方法を考えていくことが大事である。先ほど岩月委員の方から

2種類あるという話があったが、体罰のような行き過ぎた指導が生じる状況というのは非常に様々であるということも事実だと思う。ときには厳しく体を張って指導しなければいけないような教師にとって非常に厳しい場面というのも実際には生じていると思うが、それでも体罰は決して行ってはならないというふうを考えるべきで、それぞれの状況で体罰ではない最も適切な指導方法を考えていただきたい。そのためにはやはり教職員に対する研修をより充実させる必要があり、その上で改めて体罰の禁止の徹底を図るという必要があると思う。各学校において体罰とかいじめ、そういう問題が起こってから調査をするということが多いが、日頃から生徒に対するアンケートを実施するなどして、子どもたちの不安とか悩みを受け止める、体罰に限らずいじめなんかも含めてそうした日頃からの実態把握に努めることが必要だと思う。また指導方法に関しては、その教師による指導が、子どもたちにとって、それが自分たちのことを思っている指導であるとか、指導を通して子どもたちが嬉しいとか有難いとかそうした感謝の気持ちやポジティブな感情を経験する上で、自らの態度を改めることができるような効果的な指導方法を学校全体で工夫していただき、特に校長先生を中心として学校が組織として体罰の再発防止に取り組んで欲しい。最後に、教育委員会においても、学校以外の相談窓口の設置とか、さらには教育委員会への体罰報告の徹底を行うなど、体罰防止に向けて、学校と教育委員会が一体となって適切かつ速やかな対策を進めていただきたい旨意見。

9 その他 な し